

平成10年度厚生科学研究費補助金
政策科学推進研究事業

我が国社会保障の水準に関する総合的研究

平成11年4月20日

研究代表 尾形裕也(国立社会保障・人口問題研究所)

目次

I わが国社会保障の水準に関する総合的研究

II 分担研究論文

分担研究1. 社会保障による世代間の所得再分配機能に関する研究

分担研究2. 国際比較から見たわが国の家計に関する研究

分担研究3. 社会保障給付費の規模及び負担の評価に関する研究

I わが国社会保障の水準に関する総合的研究

わが国社会保障の水準に関する総合的研究

1. 研究目的

わが国では、急速な少子・高齢化の進行により社会保障費用が増大する一方、経済成長は低迷を続けており、社会保障費用を賄う租税・社会保険料等の負担の一層の増大が確実視されている。こうした状況の下で、社会保障はもとより、経済、財政といった領域でも、現在の社会保障制度の評価や今後の在り方等について様々な議論が行われているところである。

本研究では、厚生行政の進展、社会経済の変化や国民の要望等を踏まえつつ拡充が図られてきたわが国の社会保障について、国民経済レベルと家計レベルの双方から分析し、国際比較を行うことによって社会保障の機能を再確認し、今後の社会保障の方向性を考えるための基礎資料を提供することを目的とする。

本研究では、まず社会保障による所得再分配機能の実証分析を行った。次に租税・社会保険料の負担の程度を測るため、わが国と主要国との間で家計構造の国際比較を行った。また、社会保障の給付と負担の水準をマクロレベルで検証するため、社会保障給付費の分析の他、社会保障の周辺部分（自治体単独事業、企業の福利厚生）の分析を行った。

2. 研究の方法

社会保障による所得再分配機能の実証研究では、厚生省大臣官房政策課調査室「所得再分配調査」（1990年及び1996年）の個票データを用いて、世帯及び個人ごとの当初所得、拠出（租税（直接税）、社会保険料）と受給（社会保障給付（現物・現金））、再分配所得の実態を分析することにより、家計レベルで見た世代内及び世代間の所得再分配の状況を明らかにした。

家計レベルの租税・社会保険料負担の国際比較については、主な国（日本、米国、英国、ドイツ）の家計に関する統計を利用した。分析に当たっては、家計の収入及び支出項目の調整を行った。なお、分析に用いた各国の統計資料は以下の通りである。

- 日本：総務庁統計局「平成6年全国消費実態調査」、厚生省大臣官房統計情報部「平成7年国民生活基礎調査」
- アメリカ：Bureau of Labor Statistics, "Consumer Expenditure Survey, 1994-95"
- イギリス：The Office for National Statistics, "The 1996-97 Family Expenditure Survey"
- ドイツ：Statistisches Bundesamt, "Einkommens- und Verbrauchsstichprobe 1993"

社会保障給付費の規模及び負担の評価に関する研究では国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」の他、社会保障の周辺部分（自治体単独事業、企業の福利厚生）の分析を行うため、自治省「地方財政統計年報」、労働省「賃金労働時間等制度調査」等の統計資料を用いたが、特に住宅に関しては自治体を対象としたアンケート調査「自治体の住宅給付に関する調査」を行い、結果を活用した。

3. 研究結果

(1) 社会保障による世代間の所得再分配機能

本研究では、厚生省「所得再分配調査」（平成2年および平成8年）の個票を利用して1人あたり所得を再集計した結果をまとめた。通常、所得は世帯ベースの計数が利用されるが、この研究ではわが国の生活保護基準に基づいた年齢別生計費を求め、これと世帯規模をもとに、世帯ベースの所得を各世帯員に各自の持分を配当した。このような方法で1人あたり所得を当初所得と再分配所得（当初所得から租税・社会保険料負担を行い、社会保障からの給付を受けた後の所得）の2つについて求めた。

平成8年調査の分析結果をみると、全年齢平均の1人あたり所得は当初所得が207万円、再分配所得が213万円である。年齢階層別の所得の動きをみると、所得所得は29歳まではいったん上昇するものの、その後30歳代後半にかけて低下する。そして40歳以降は再び上昇し、50歳代後半でピークをうった後、60歳以降になると急降下する。一方、再分配後の1人あたり所得（再分配所得）を見ると、50歳代までは当初所得と同様の傾向であるが、60歳以上では再分配所得の水準自体は若干低下するものの依然として全年齢平均を上回っていることが分かった。これは、年金や医療の現物給付等によって高年齢層の再分配所得が当初所得に比べて大きく上昇することによる。他方、30-49歳層の1人あたり再分配所得は全年齢平均を下回る結果となっている。

高齢者世帯・母子世帯・父子世帯について再分配前後の1人あたり所得を見ると、父子世帯では、当初所得、再分配所得ともに全体の平均を上回っている。他方、母子世帯の所得状況はきわめて厳しい（当初所得で70万円、再分配所得で151万円）。これに対して、高齢者世帯では、1人あたり当初所得は94万円ときわめて低いものの、再分配所得は260万円まで上昇している。

平成2年の結果と平成8年の結果とはほぼ同様の傾向を示している。すなわち両年において質的に相違はほとんどない。

(2) 国際比較から見たわが国の家計

家計の収入構造、支出構造の国際比較をアメリカ合衆国、イギリス、ドイツおよび日本について行った。まず、すべての世帯平均の収入構成ではアメリカと日本が類似しており、勤め先収入が約4分の3、年金収入が1割前後を占めている。イギリスとドイツは年金受取とその他の公的給付を合わせると2割近い。消費支出の構成については日本では「その他の消費支出」の割合が高い。日本以外の国では交通・通信が大きな割合を占めている。直接税や社会保険料が含まれる非消費支出について見ると、イギリスとドイツでは支出に占める割合が高く、特にドイツでは支出の3割近くを占める。しかし、わが国は2割程度である。収支バランスについては日本の黒字率が20%近い値となっており、高いことが目立つ。ドイツも15%であり、同様に高い。

世帯主年齢階級別について見ると、日本とアメリカでは賃金・俸給の構成費が高い。特に日本では30歳から64歳までの年代で90%近い。ドイツとイギリスはどの年代でも80%を超えない。これは高年齢者の就業率が高いと言われることを反映したものである。非消費支出の割合は日本では年齢階層間で大きな開きがないのに対し、その他の国では65歳以上の世帯と64歳以下の世

帯では10%前後の開きがある。

世帯規模別について、所得の内訳に関しては日本とアメリカは類似の傾向を示す。すなわち、1人世帯および2人世帯では年金受取の割合が20%前後あり、3人以上の世帯と比較して多い。高齢者世帯がこの規模の世帯に多いことを示している。また、賃金・俸給の占める割合も65%前後でほぼ等しい。非消費支出の比率は平均的にどの世帯規模においてもアメリカの方が3%ほど高い。

(3) 社会保障給付費の規模及び負担の評価に関する研究（国際比較及び社会保障の周辺部分の分析から）

まず、「社会保障費の規模」では、給付の国際比較を対国民所得・対GDP・米ドル換算で行った。歳入構造において「間接税」の割合が高い国（例えばスウェーデン）では国民所得比を用いたほうがGDP比を用いた場合より値が小さくなる。しかし、諸国間の順位には変わりがない。社会保障収入についても同様である。なお、1人あたり給付費の動向における国際比較では、対国民所得比の結果と同様の結果を得たが、1970年を基準として1人あたり給付費の伸びをみると、日本が諸外国を凌ぐ速度で増加してきたことが分かった。

次に、従来「社会保障給付費」で推計されなかった費用について、一定の大胆な前提をおいて試算を試みた。家賃補助と建設費を含めた、住宅等の補助が約1兆円程度あるなどの結果が得られた。住宅関係についてさらに掘り下げてみると、日本と諸外国の「住宅手当制度について」を見た場合、戦後日本の住宅政策が持ち家の優遇が中心であったが、近年では、公共住宅の直接建設に加えて、所得水準に応じた家賃補助給付の制度が整備されるようになった。欧米諸国（アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス）の「住宅手当制度」では、第2次世界大戦後の住宅不足の時代に公共賃貸住宅の大量供給がおこなわれたが、その後は、住宅市場において必要な住宅サービスを供給する政策に重点が移っている。「自治体の住宅給付に関する調査」では、「住宅給付」（住宅に関する給付であって、社会的弱者と考えられている高齢者・障害者・子供・低所得者などを対象として行われている支出）が社会保障の補完的な役割をになっている事実が確認できた。

4. 考察

本研究では、「所得再分配調査」等の個票や「社会保障給付費」等の統計を活用してわが国の社会保障水準に関する分析を行った。その結果、第一に、わが国の社会保障は高齢者を中心に所得再分配機能がよく働いていることが確認できた。1人あたり再分配所得において、高齢者が30歳代、40歳代を上回る状況からは、現金や現物を通じた高齢者への所得移転がやや強すぎるのではないかという見方もできる。第二に、我が国の社会保障の水準は、年金の所得代替率、医療へのアクセスのしやすさ、寿命の長さ、乳児死亡率の低さ、公衆衛生水準の高さ等をみると相当の水準に達しているとみることができるが、家計レベル、マクロレベルでの負担の大きさは諸外国と比較して低いことが確認できた。但し、これについては、本稿で分析した住宅に係る給付など、社会保障の周辺領域をどうみるかという課題はある。

近年、社会保障に関する議論が盛んであり、中には負担面に着目した議論も少なくない。しかし、社会保障については、それが給付面において国民生活をどのように支えているかという視点

と、その財源を国民がどう負担しているかという視点の両方をもつことが大切であり、また、社会保障には、生産波及効果や雇用効果があることにも留意する必要がある。いずれにしても、社会保障の持つ目的、機能を正確に認識した上で、今後の社会保障の給付と負担の在り方、制度の仕組み方等を考える必要があるだろう。

II 分担研究論文

分担研究1. 社会保障による世代間の所得再 分配機能に関する研究

(分担研究者)

一橋大学経済研究所教授

高山 憲之

(研究協力者)

東洋英和女学院大学社会科学部助教授

有田 富美子

関東学園大学経済学部助教授

小川 浩

(論文1)

社会保障による世代間の所得再分配機能

高山憲之・有田富美子

1. はじめに

本稿は、厚生省「所得再分配調査」(平成2年および平成8年)の個票を利用して1人あたり所得を再集計した結果の概要を示すものである。本研究は平成10年度厚生科学研究費プロジェクト(代表:尾形裕也氏)の一部である。

2. 研究の目的および推計手順

通常、所得は世帯ベースの計数が利用される。これは主として各種の統計報告書が世帯ベースでみた所得を記載しているためである。

世帯ベースの統計にはいくつか問題点がある。主要なものは以下の3つである。すなわち①世帯規模のちがいが無視されがちである。②世帯規模が同じでも成人4人世帯と成人2人・子供2人の4人世帯で所得のもつ意味が違うはずであるが、そのちがいが無視される。③世帯主となっていない高齢の世帯員は通常、世帯主となっている子供の世帯に所属しており、世帯主年齢階層制のデータにサンプルセレクションバイアスを発生させがちである。

上記①の問題点は世帯ベースの所得を世帯人員で除し、1人あたり所得を推計すれば、ある程度までは解決できる(注1)。ただし、その場合においても、上記の問題点②で指摘したように、子供と成人で同じ扱いをしてよいか問題として残る。

本研究では日本の生活保護基準に基づいて、いわゆる *equivalence scale* を求め、世帯ベースの所得をこの *equivalence scale* で除し、各世帯員に各自の持分を配当することにした(注2)。問題点②を、このような形で克服しようというのである。推計にあたり児童手当は世帯所得に合算したが、医療現物給付は各個人にはじめから配当した。

問題点③は個票利用で克服可能になる。本研究で、まず着目したのは世帯主の年齢ではなく、各世帯員全員の年齢である。そして世帯横断的に同一年齢階層に所属する世帯員を、世帯主であるかないかを問わずに、すべて抜きだす形で年齢階層別のデータを作成した。このようなデータがサンプルセレクションバイアスを免れていることはいうまでもない。

なお個票利用にあたってアウトライヤー（outlier）であると思われるサンプルを排除した（注3）。平成2年の集計サンプルは7925世帯、世帯員数は合計で2万5444人であった。また平成8年の集計サンプルは7497世帯、世帯員数は合計で2万2555人であった。

本研究では所得について再分配の前と後の2つに焦点をあてる。すなわち再分配前の所得は雇用者所得（賃金・俸給）・事業所得・農耕畜産所得・家内労働所得・家賃地代・利子配当・仕送り・その他（私的年金・祝金・香典等）であり、公的年金・恩給あるいは他の社会保障給付金は含まない。

一方、再分配後所得＝再分配前所得＋公的年金・恩給＋その他の社会保障給付金＋社会保障現物給付（医療給付込み）－税－社会保険料、である。ここで税負担は所得税・住民税・固定資産税・自動車税（軽自動車税込み）の4つを指す。また社会保険料は本人負担分のみである。

3. 再集計結果（平成2年分）

3. 1 世帯ベースと個人ベースの比較

まず世帯ベースの年齢階層別所得は全体として再分配前が515万円、再分配後が519万円であった。再分配前所得は50歳代前半まで加齢にしたがって上昇する（20歳代前半が246万円、50歳代前半が677万円）。55歳以上になると世帯所得は総じて加齢とともに下降する（70歳代前半で268万円）。ただしサンプルセレクションバイアスがあるためなのか、75歳以上で世帯所得は上昇している。再分配後所得もほぼ同様の傾向をたどるが、ピークは50歳代後半（614万円）にくる（図1. 1）。

所得の再分配は世帯主年齢60歳未満の世帯から60歳以上の世帯に対して行われている。ただし65歳以上の世帯の再分配後所得は全年齢平均より低い。

つぎに個人ベース（1人あたり所得）を調べてみよう。全年齢平均の1人あたり所得は再分配前が161万円、再分配後が162万円である。年齢階層別の所得の動きは世帯ベースのそれとは基本的に異なる。すなわち1人あたり所得（再分配前）は29歳まではいったん上昇するものの、その後30歳代後半にかけて低下する。そして40歳以降は再び上昇し、50歳代前半でピークをうつ。60歳以降になると再分配前所得は急降下する（図2. 1）。全年齢平均を100とすると25－29歳層の再分配前所得は127、35－

39歳層96、50-54歳層137、70-74歳層57である。

再分配後の1人あたり所得はどうか。その年齢階層別の動きは50歳代までに関するかぎり再分配前のそれとほとんど変わらない。ただし50歳代後半でピークをうっている(209万円)。60歳以上になると再分配後の所得水準は低下するものの全年齢平均を上回っている。全年齢平均を100とすると25-29歳層114、35-39歳層90、55-59歳層130、65-69歳層110である。年金や医療現物給付によって高年齢層の再分配所得はかなり押し上げられ、全年齢平均を凌駕している。他方、30-44歳層の1人あたり再分配後所得は全年齢平均を下回る結果となった。

1人あたり再分配後所得の状況は、このように世帯ベースの所得状況と著しく異なっている。この点は政策的見地からは無視できないと思われる。

なお高齢者の所得状況は持家の帰属家賃を含めるとさらに改善される。持家率は一般に高年齢になるにしたがって上昇し、帰属家賃も同様の傾向があるからである(高山・有田(1996)参照)。またequivalence scaleを設定するにあたって老齢加算分をさらに考慮すると高年齢者への所得配当分は一段と上昇する。本研究で示した1人あたり再分配後所得の水準は高年齢者層に関するかぎり過小評価気味であることを念のため付記しておきたい。

3.2 1人あたり再分配後所得

つぎに1人あたり再分配後所得を単独世帯・核家族世帯・三世帯世帯に分けて調べてみよう。図3.1がその再集計結果である。それによると、核世帯・三世帯世帯の年齢別の所得の動きは全体のそれと大差がない。三世帯世帯のそれは全体よりやや低く(全年齢平均で138万円)、核家族世帯は50歳以上で全体のそれより若干高めの所得になる。

単独世帯の所得の動きは、一見して明らかなように他の世帯類型とは大きく異なっている。再分配後所得は40歳代の後半まで上昇しつづけ(40-44歳層で346万円)、45歳以上で反転し下降気味に推移する。そして70-74歳層では141万円まで低下する。総じて単独世帯は25-59歳の年齢層では他の世帯類型を上回る再分配後所得を享受している。

子供(19歳未満)の有無で1人あたり再分配後所得を調べたのが図4.1である。全年齢平均の1人あたり所得は子供有りの場合130万円、子供なしの場合207万円であり、明らかに子供のいる世帯の方が所得水準は低い。ちなみに1人あたりの所得配当額は

両者で平均77万円も違っている。子供がいる世帯の場合、すべての年齢階層で全体の平均（162万円）を下回る所得しか手にしていない。とくに苦しいのは44歳までの年齢層である。

他方、子供がいない場合、所得水準は40歳代前半まで総じて上昇する。そして、その後は若干低下するものの、所得の落ち込みはそれほど大きくない。

図5. 1は老親の同居の有無別に再分配後の1人あたり所得を調べたものである（世帯主は60歳未満）。年齢別所得の動きは両者で大差はないものの、老親同居中の世帯については1人あたり所得が若干低い（全年齢平均で144万円）。老親非同居の場合、全年齢平均の再分配後所得は161万円である。

高齢者世帯・母子世帯・父子世帯について再分配前後の1人あたり所得を調べてみよう。その再集計結果が図6. 1である。父子世帯の場合、所得は再分配前の方が再分配後より低い。ただし双方とも全体の平均（162万円）を大きく上回っている。他方、母子世帯の所得状況はきわめて厳しい。再分配前で83万円、再分配後で105万円にすぎない。

高齢者世帯はどうか。再分配前の1人あたり所得は79万円ときわめて低いものの、再分配後のそれは184万円まではねあがっている。全体の平均を20万円強上回る所得を再分配後に割りあてられていることになる。

図7. 1は被保護世帯について1人あたり所得を再分配前後で調べたものである。再分配前の所得は69万円であり、予想どおり低い。一方、再分配後所得は現金給付のみ込みで108万円、現金給付・現物給付込みで185万円となっている。被保護世帯の場合、医療給付中心の現物給付の重みが比較的大きい。

4. 再集計結果（平成8年分）

4. 1 世帯ベースと個人ベースの比較

まず世帯ベースの年齢階層別所得は全体として再分配前が624万円、再分配後が643万円であった。再分配前所得は50歳代後半まで加齢にしたがって上昇する（20歳代前半が303万円、50歳代後半が893万円）。60歳以上になると世帯所得は総じて加齢とともに下降する（70歳代前半で303万円）。ただしサンプルセレクションバイアスがあるためなのか、80歳以上で世帯所得は上昇している。再分配後所得もほぼ同様

の傾向をたどり、ピークは50歳代後半（815万円）にくる（図1.2）。

所得の再分配は世帯主年齢60歳未満の世帯から60歳以上の世帯に対して行われている。ただし65歳以上の世帯の再分配後所得は全年齢平均より低い。

つぎに個人ベース（1人あたり所得）を調べてみよう。全年齢平均の1人あたり所得は再分配前が207万円、再分配後が213万円である。年齢階層別の所得の動きは世帯ベースのそれとは基本的に異なる。すなわち1人あたり所得（再分配前）は29歳まではいったん上昇するものの、その後30歳代後半にかけて低下する。そして40歳以降は再び上昇し、50歳代後半でピークをうつ。60歳以降になると再分配前所得は急降下する（図2.2）。全年齢平均を100とすると25-29歳層の再分配前所得は119、35-39歳層102、50-54歳層144、70-74歳層53である。

再分配後の1人あたり所得はどうか。その年齢階層別の動きは50歳代までに関するかぎり再分配前のそれとほとんど変わらない。50歳代後半でピークをうっている（278万円）。60歳以上になると再分配後の所得水準は低下するものの全年齢平均を上回っている。全年齢平均を100とすると25-29歳層106、35-39歳層90、55-59歳層130、65-69歳層111である。年金や医療現物給付によって高年齢層の再分配所得はかなり押し上げられ、全年齢平均を凌駕している。他方、30-49歳層の1人あたり再分配後所得は全年齢平均を下回る結果となった。

4.2 1人あたり再分配後所得

つぎに1人あたり再分配後所得を単独世帯・核家族世帯・三世帯世帯に分けて調べてみよう。図3.2がその再集計結果である。それによると、核世帯・三世帯世帯の年齢別の所得の動きは全体のそれと大差がない。三世帯世帯のそれは全体よりやや低く（全年齢平均で185万円）、核家族世帯は50歳以上で全体のそれより若干高めの所得になる。

単独世帯の所得の動きは、一見して明らかなように他の世帯類型とは大きく異なっている。再分配後所得は40歳代の後半まで上昇しつづけ（45-49歳層で436万円）、50歳以上で反転し下降気味に推移する。そして70-74歳層では293万円まで低下する。総じて単独世帯は25-59歳の年齢層では他の世帯類型を上回る再分配後所得を享受している。

子供（19歳未満）の有無で1人あたり再分配後所得を調べたのが図4.2である。全年齢平均の1人あたり所得は子供有りの場合164万円、子供なしの場合266万円であ

り、明らかに子供のいる世帯の方が所得水準は低い。ちなみに1人あたりの所得配当額は両方で平均102万円も違っている。子供がいる世帯の場合、すべての年齢階層で全体の平均(213万円)を下回る所得しか手にしていない。とくに苦しいのは44歳までの年齢層である。

他方、子供がいない場合、所得水準は50歳代後半まで総じて上昇する。そして、その後は若干低下するものの、所得の落ち込みはそれほど大きくない。

図5.2は老親の同居の有無別に再分配後の1人あたり所得を調べたものである(世帯主は60歳未満)。年齢別所得の動きは両方で大差はないものの、老親同居中の世帯については1人あたり所得が若干低い(50歳代前半で平均228万円)。老親非同居の場合、50歳代前半の再分配後所得は平均266万円である。

高齢者世帯・母子世帯・父子世帯について再分配前後の1人あたり所得を調べてみよう。その再集計結果が図6.2である。父子世帯の場合、所得は再分配前においても再分配後においても全体の平均(213万円)を上回っている。他方、母子世帯の所得状況はきわめて厳しい。再分配前で70万円、再分配後で151万円にすぎない。

高齢者世帯はどうか。再分配前の1人あたり所得は94万円ときわめて低いものの、再分配後のそれは260万円まではねあがっている。全体の平均を50万円弱上回る所得を再分配後に割りあてられていることになる。

図7.2は被保護世帯について1人あたり所得を再分配前後で調べたものである。再分配前の所得は14万円であり、予想どおり低い。一方、再分配後所得は現金給付のみ込みで538万円、現金給付・現物給付込みで595万円となっている。被保護世帯の場合、平成8年に関するかぎり現金給付の重みが比較的大きい。

5 平成2年と平成8年の比較

平成2年の結果は平成8年の結果においても基本的に確認されている。すなわち両年において質的に相違はほとんどない。ただし以下の2点において両年の結果が違っていることを付記しておきたい。

まず第1は、父子世帯の再分配所得が再分配前後でどう変わるかという点である。平成2年結果では再分配前の方が高かったが、平成8年結果では再分配後の方が高かった。第2は、被保護世帯の1人あたり所得がどの段階で増大するかという点である。平成2年結果では現金給付だけではそれほど増大しなかったが、医療給付を加えるとかなり厚みのあ

る所得になっている。一方、平成8年結果では現金給付による所得増大分が圧倒的に多い。ただし平成8年は被保護世帯員数が70人と少ない。信頼性に問題があるサンプル数である。

注

1. 高山・有田（1996）はその一例である。

2. equivalence scale は、生活扶助基準の第1類費（年齢別）基準額および第2類費（世帯規模別）基準額を考慮して求めた（いずれも1級地-1）。たとえば夫35歳・妻32歳・子供2人（4歳と2歳）の4人世帯の場合、世帯所得（100）は夫29.2、妻29.2、子供（4歳）22.2、子供（2歳）19.4、のように配当される。成人100に対し乳幼児は66～76の配当となっている。

なお生活保護基準には各種の加算がつく（老人加算、住宅扶助、教育扶助、医療扶助等）。この加算を今回の推計では考慮しなかったが、仮に加算分をさらに考慮すれば高齢者に帰属する所得が相対的に厚みを増すことになる。その場合、世代間の所得再分配状況を個人別にみると、高齢者の所得ポジションは本文で述べた内容よりもさらに有利となる。

3. 除外したサンプルは、①世帯主年齢が不詳の世帯、②世帯主の年齢が22歳未満であり、かつ世帯主が無職の世帯（たとえば学生）、③年間収入（社会保障現金給付込み）が税・社会保険料負担額を下回っている世帯、④年間収入が500万円超であり、かつ所得税が非課税である世帯、⑤年間収入が非正の世帯、⑥年間収入が200万円超であり、かつ税・社会保険料負担が非正のもの、⑦年間収入が500万円超であり、かつ住民税が非正の世帯、⑧雇用者所得が200万円超であり、かつ所得税が非正の世帯、等である。

参考文献

高山憲之・有田富美子（1996）「可処分所得の世代間分配」（『貯蓄と資産形成』第8章、岩波書店）。

図1.1 年齢階層別の平均所得(世帯ベース)1990年

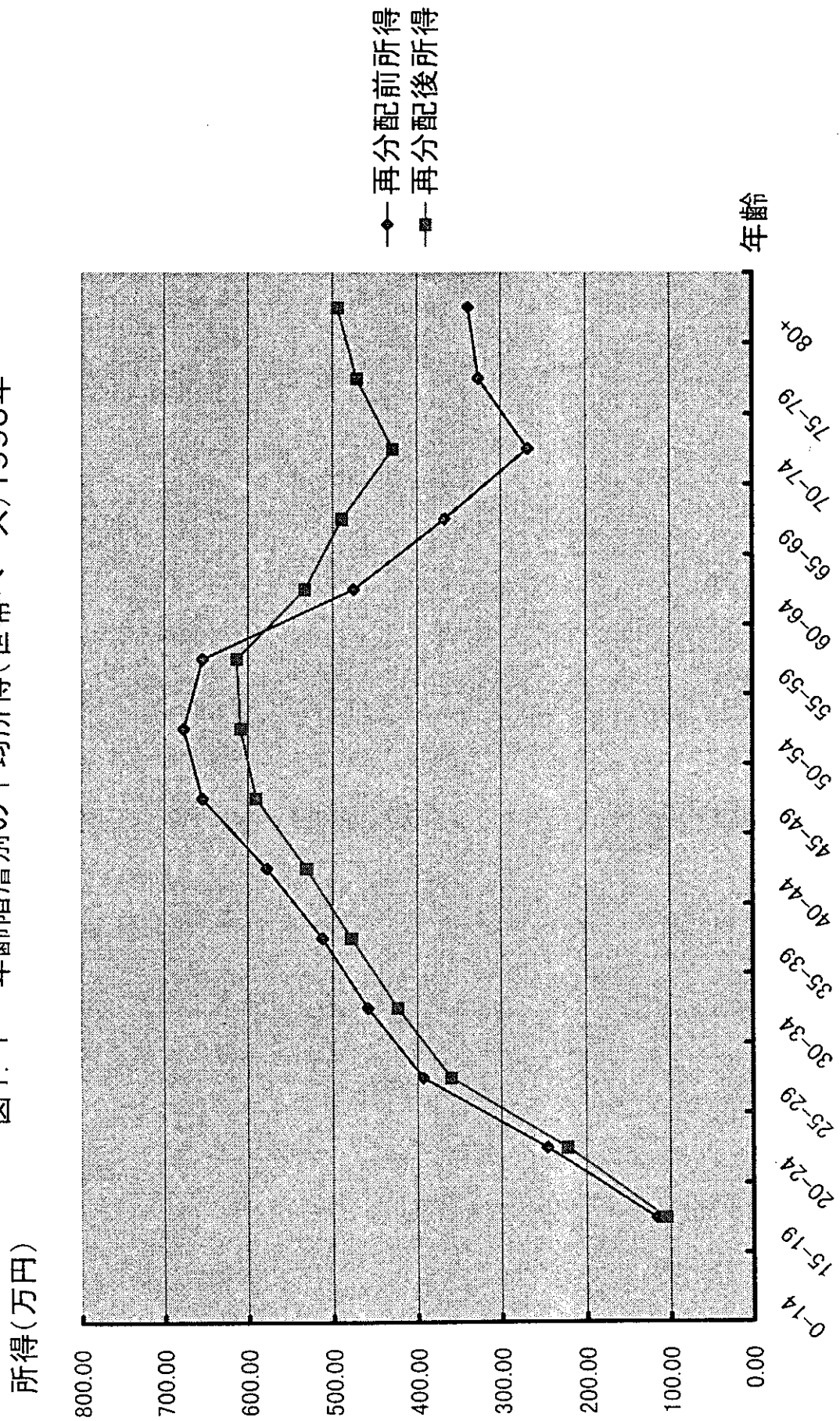


図1.2 年齢階層別の平均所得(世帯ベース)1996年

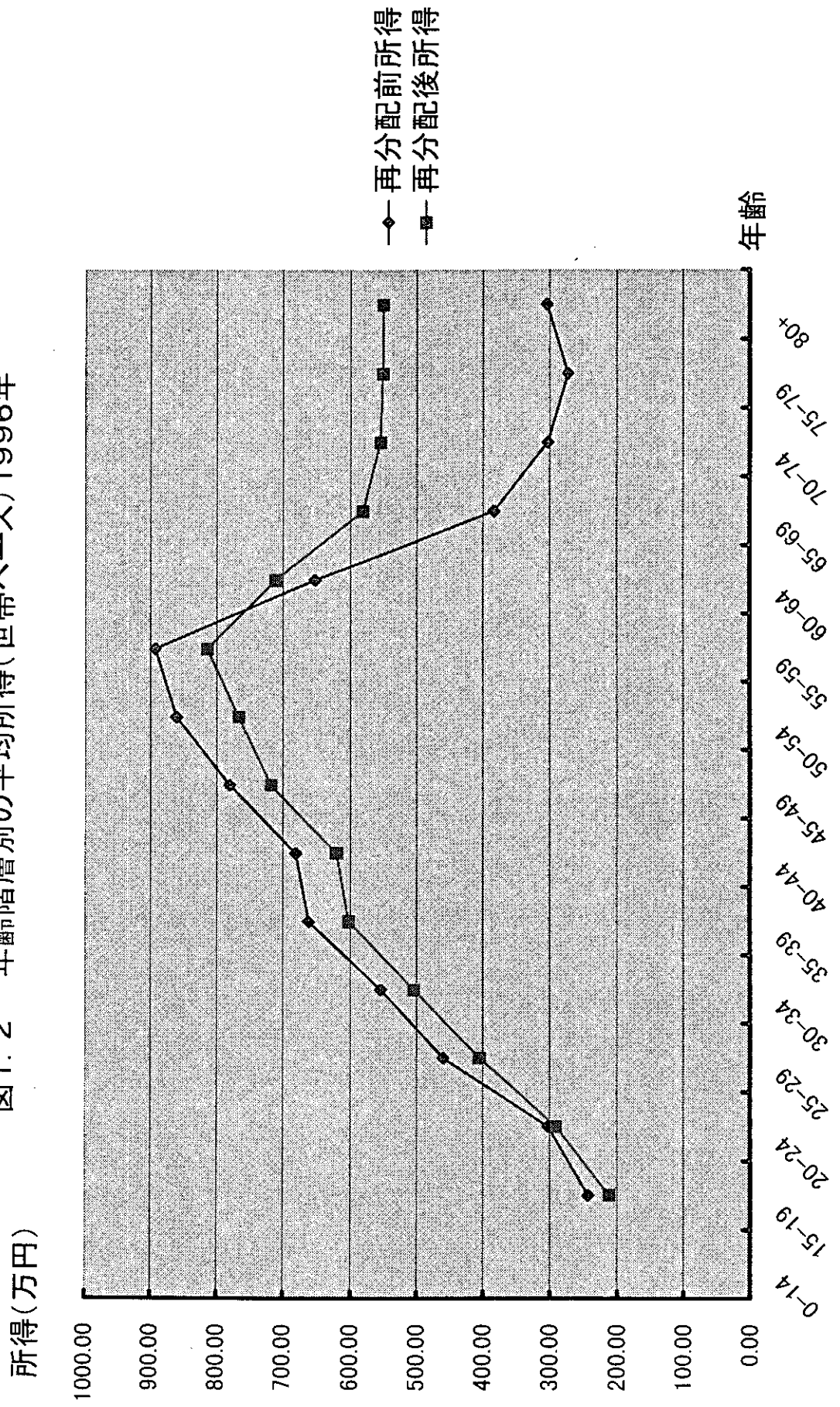


図2.1 年齢階層別の平均所得(個人ベース)1990年
所得(万円)

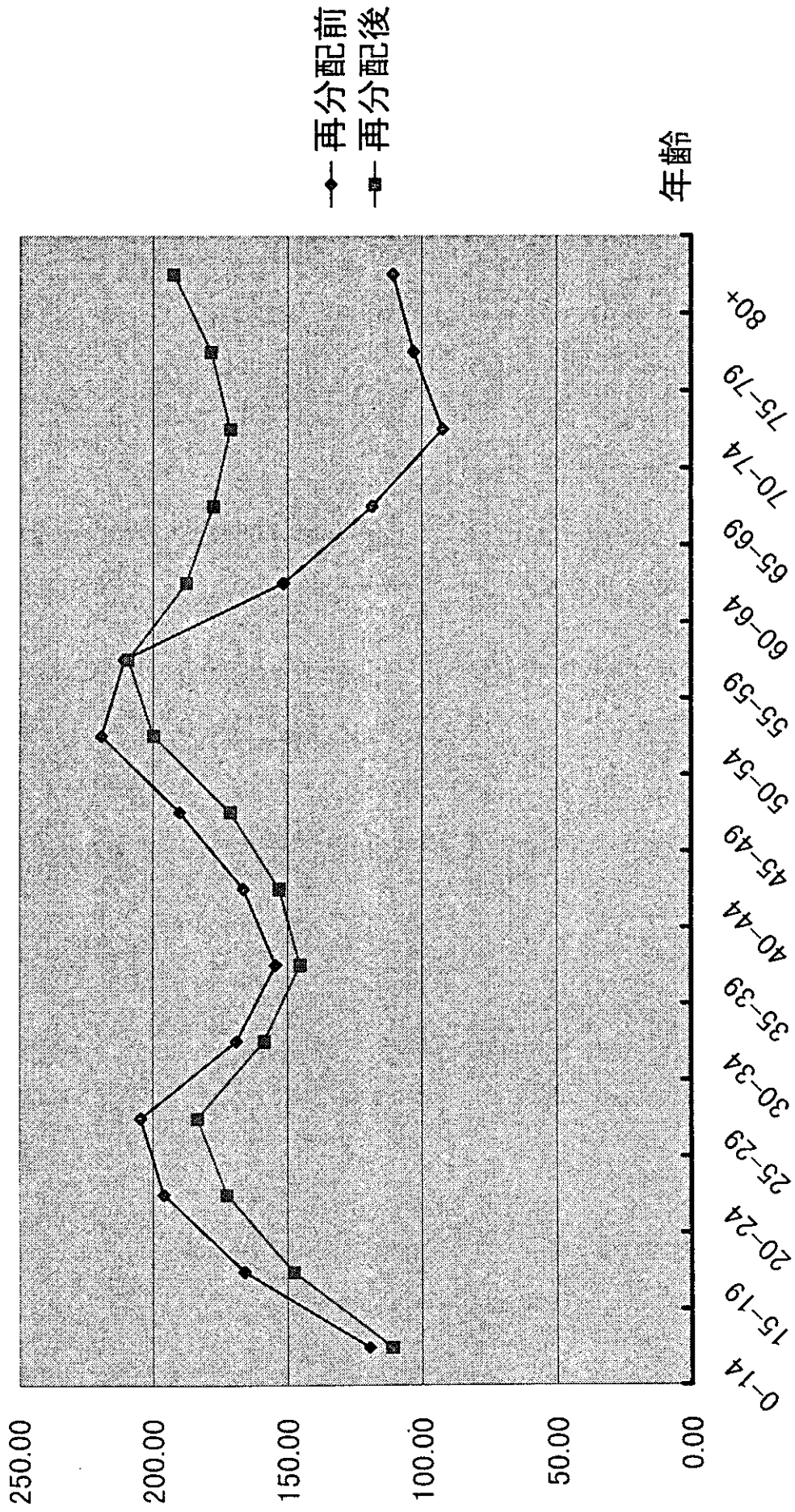


図2.2 年齢階層別の平均所得(個人ベース)1996年

所得(万円)

